

パブリックコメントについて

「ときがわ町浄化槽事業経営戦略（案）」に関するご意見をいただくため、実施した、パブリックコメントの結果は下記のとおりとなりました。

1. 意見募集期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月9日（金）まで

2. 募集結果

意見提出者 1人

意見提出件数 4件

3. 意見及び町の考え方

次ページをご覧ください。

ときがわ町浄化槽事業経営戦略（案）に関するパブリックコメントの実施結果について

項目 NO	意見・提案概要	町の考え方
1	<p>料金については、全額（税込）利用者負担とする。 （仮）暫定徴収し、不足額については、翌年の支払いに追加して徴収するなど、徴収方法は問わない。</p>	<p>ご意見のとおり、浄化槽事業は公営企業であるため、独立採算の原則により、維持管理や事業運営に係る経費は使用料収入で賄う必要がありますが、現状は使用料収入だけでは賄えておらず、一般会計からの補助金で不足額を補てんしている状況です。</p> <p>しかしながら、全額負担とすると、使用者の負担が大きいものとなるため、使用者負担のあり方については、水道審議会で見解を募りながら、今後慎重に検討してまいります。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
2	<p>出口戦略を立てる。 （1）28年の減価償却期限を経過する浄化槽については、基本的に利用者に払い下げする。 （理由） ①今後発生すると思われる、修繕費の軽減が見込める。 ②減価償却金額が無くなるため、決算に影響は及ばない。 ③年間の利用者負担に変化は生じない。 ④払い下げによる収入減は、決算に影響が及ばない。</p>	<p>他事業体で浄化槽の譲渡制度を設けている事例があるため、今後、先行事例等の調査を行い、関係機関との調整、例規改正や会計処理の課題等を研究してまいりたいと考えています。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
3	<p>河川の水質状況（計画当初と現在の状況）を比較して、合併処理浄化槽の設置による効果を確認する。</p>	<p>都幾川において、水中の汚れ（有機物）がどれくらいあるかを示すBOD（生物化学的酸素要求量）という指</p>

	<p>浄化槽の効果がでない場合、今後の推進方法の再検討も必要。</p> <p>(理由)</p> <p>未設置の約 1,000 件についての対応方法を検討する。</p> <p>※年間 10 基の設定目標の妥当性を検証する。(全て設置まで約 100 年必要となるため。)</p>	<p>標は、環境基準である 2mg/L を下回っており、これは合併処理浄化槽の普及による効果であると考えられます。</p> <p>また、ときがわ町は、今後人口減少等により、世帯数も減少し、家屋の解体等に伴い、未設置の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去が増加することが考えられるため、合併処理浄化槽でない約 1,000 件全ての入替は想定していません。</p> <p>町設置型浄化槽の年間 10 基の目標については、近年の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの入替の実績から算出したものです。その他、平成 13 年度以降は、必ず合併処理浄化槽を設置することから、新築や建替等により、個人設置型浄化槽も増加することを考慮し、ときがわ町の合併処理浄化槽の普及を示す「汚水処理人口普及率」は、令和 31 年度に 100% になる見込みとなっています。</p>
4	<p>現在の制度組立では、税金投入は減少することはない。公共事業として運営するかぎり町からの負担は同様な水準で推移するため、負担軽減するためには、利用者の大幅な負担増が必要と思われる。</p>	<p>使用者負担のあり方については、水道審議会で見解を募りながら、今後慎重に検討してまいります。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>